

後期高齢者医療加入者の皆さんへ

8月から使える被保険者証と、保険料の納入通知書を7月中旬に送付します

保険料の額は?

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

| | | | | |
|-----------|---|---------|---|--------------------------|
| 1人当たりの保険料 | = | 均等割額 | + | 所得割額 |
| 最高限度額55万円 | | 44,194円 | | 賦課の基となる所得金額 × 所得割率 8.72% |

※賦課の基となる所得金額＝前年の所得の合計額－基礎控除額（33万円）▶均等割額と所得割率は県内一律

こんな人は保険料が軽減されます



【所得の低い人】

①保険料の「均等割額」が世帯の所得状況によって、下記のとおり軽減

| 軽減割合 | 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等 |
|--------|---|
| 9割軽減 | 基礎控除額（33万円）を超えない世帯で被保険者全員の各種所得がない世帯（年金収入は控除額を80万円として計算） |
| 8.5割軽減 | 基礎控除額を超えない世帯 |
| 5割軽減 | 「基礎控除額+24.5万円×世帯の被保険者数（世帯主である被保険者を除く）」を超えない世帯 |
| 2割軽減 | 「基礎控除額+35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 |

※65歳以上の人の公的年金等に係る所得については、その所得から15万円を差し引いて判定します▶世帯主が後期高齢者医療の被保険者でない場合であっても、軽減の判定の対象となります▶軽減の判定には、譲渡所得の特別控除や専従者控除は適用されません

②賦課の基となる所得金額が58万円以下の人は、「所得割額」が5割軽減

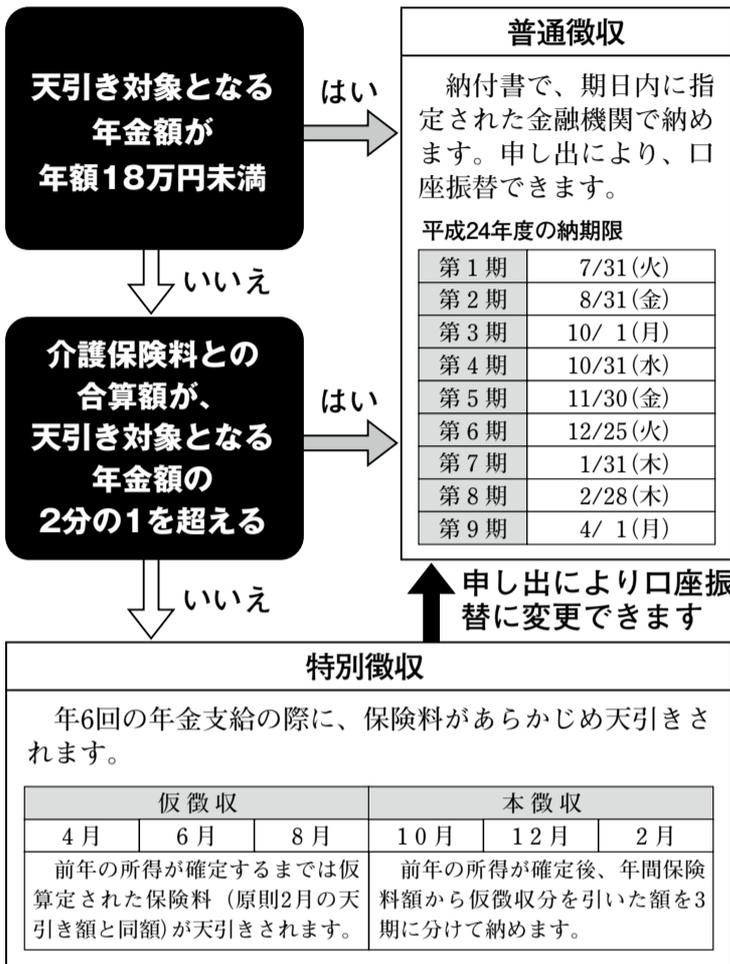
【被用者保険の被扶養者であった人】

後期高齢者医療制度に加入する前日、社会保険の被扶養者であった人は、所得割額が課されず均等割額が9割軽減されます。なお国民健康保険（国民健康保険組合を含む）加入者であった人には適用されません。

お問い合わせは、高齢福祉課 ☎948-6370・6371・6941、FAX 934-1763へ

どうやって保険料を納めるの?

保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替などで納める「普通徴収」の2通りの納め方があり、被保険者一人一人が納めます。



「誇れる」地域の宝 垣生編



鍵谷カナ頌功堂

本市の南西、松山空港の南に位置する垣生地区は、人口1万1303人、4176世帯（6月1日現在）の地区です。福岡県の久留米市、広島県の備後市と共に日本三大餅といわれる伊予餅は、江戸時代に当地区出身の鍵谷カナが考案したもので、明治から大正にかけて隆盛を誇り、生産量日本一になったことにもあります。かつて当地区には伊予餅の工場が立ち

並び、あちこちから機械の音が聞こえていたそうです。今では、かすり工場はなくなりましたが、5月28日には毎年、カナの功績をたたえる鍵谷祭が盛大に開かれています。またカナが眠る長楽寺には、鍵谷カナ頌功堂が設けられ、エンタンスの様式の8本の柱が本瓦ぶきの屋根を支える造りがあり、県庁本館や萬翠荘などを設計した木子七郎によるもので、国の登録有形文化財になっています。俳人の村上露月や石田波郷の生誕地で、俳句が盛んな土地柄でもあり、露月は正岡子規とも交流があり、「花木樞家あねた子規が」花木樞家あ



再建された露月邸の長屋門

る限り機の音」という句を詠むなど、当時のかすり産業の繁栄ぶりがうかがえます。露月邸は老朽化により取り壊され、再建されています。垣生小学校では、俳句クラブや俳句の小径が設けられ、地域の伝統産業や文化を次世代に伝える取り組みが行われています。



地区の魅力を話す参加者

地区の方の声
・伊予餅の発祥の地であることから、創始者の鍵谷カナさ
えたい
・大雨時、三反地川近くの通路が冠水して危ないので、改善してほしい
・津波の際、避難ビル10棟を確保しているが、地区全体の避難先としては心細いので、避難タワーを造ってほしい
※抜粋、要約しています。詳細は市ホームページに掲載します

参加者募集

お問い合わせは、市民参画まちづくり課 ☎948-6383
FAX 934-3157へ

第29回 難波地区
お申し込みは、7月31日(火)まで、直接または郵送、ファクス、eメールで、参加申込書（市民参画まちづくり課〈市役所本館9階〉難波公民館・市ホームページにあり）に住所、氏名、電話番号、年齢、性別、勤務先（学校名）、市長と話したいことを書いて、〒790-8571 市民参画まちづくり課 @zichi@city.natsuyama.ehime.jp または 難波公民館へ

【日時】 8月29日(水) 19時～20時30分

【場所】 難波地域活性化センター（中通）多目的ホール

【対象】 難波地区に在住または通勤・通学している人

【定員】 60人程度

【申し込み】 7月31日(火)（消印有効）までに、直接または郵送、ファクス、eメールで、参加申込書（市民参画まちづくり課〈市役所本館9階〉難波公民館・市ホームページにあり）に住所、氏名、電話番号、年齢、性別、勤務先（学校名）、市長と話したいことを書いて、〒790-8571 市民参画まちづくり課 @zichi@city.natsuyama.ehime.jp または 難波公民館へ

